

2025年度 山口県マスターズサッカーリーグ要項

1 目的

県社会人リーグや地域リーグ等でプレーした選手の受け皿として、新たな活躍のステージを設けることで、シニアリーグへの橋渡しとして、生涯スポーツとしてサッカーを続ける選手を増やし、そこに集うサッカーファミリーへのリスペクトの下に交流と親睦を図ることを目的とする。

2 名称 山口県マスターズサッカーリーグ（以下「マスターズリーグ」という。）

3 主催 一般社団法人山口県サッカー協会（以下「県協会」という。）

4 主管 一般社団法人山口県サッカー協会 第1種(県社会人)委員会
（以下「県1種社会人委員会」という。）

5 期間 2025年4月～2026年2月

6 運営

(1) 試合日程、会場、運営担当チーム等の実務的な試合運営の要領は、マスターズリーグ運営委員会で決定する。

リーグ戦やトーナメント戦は、運営チームを割り当てるが優勝戦はマスターズリーグでの運営として各チームから役員を1名の派遣を要請する。尚、役員には日当(1,000円)と旅費を支給するが試合に出場するチームの役員には、日当のみとする。旅費は、県協会の規定に従った旅費を支給する。

(2) 試合日程の変更は原則として認めない。但し、運営担当者が天候・天災等により実施が不能と判断した場合にはこの限りではない。尚、代替日程は、マスターズリーグ代表者が県1種社会人委員会委員長に報告の上、予備日程を含め順次、日程を繰り下げる等の対応を判断することとする。

但し、予備日程を越える繰り下げが生じた場合には、各チーム代表者とのマスターズリーグ全体での協議事項とする。

7 参加資格

(1) 県協会に加盟登録した単独チーム、合同、補充のうちいずれの方法でも編成できるチームであること。参加するチームは、参加調査票にて参加の意思をリーグ代表に連絡すること。

尚、提出はPDFもしくは用紙にて下記に示すメールアドレス、LINEもしくは宛先への郵送にて2025年3月28日(金)迄に提出すること。

（電子選手証または、登録選手一覧を保持している選手であること。なお、選手の顔が半別できるよう、印刷はカラーかつ鮮明なものであること）

社会人リーグ、シニアリーグにエントリーしていても可。

(2) 選手は当該年度における公益財団法人日本サッカー協会(以下、「日本サッカー協会」という。)に登録が完了した1991年(平成3年)4月1日までに生まれた選手であり、エントリー表にて届け出がされていること。

参加チームは、エントリー表を2025年5月28日(月)までにマスターズリーグ代表にエントリー表を提出すること。

（背番号登録はなしとし、試合当日に使用する背番号をメンバー表に明記すること）

(3) エントリーの追加は随時受け付ける。エントリー追加は、試合開始までにマスターズリーグ代表に追加をメンバーの氏名及び選手番号を記入したエントリー追加表を提出して出場許可を得て、運営担当が選手証の確認して出場を可とする。但し、上記5で示す期間内でのチームの移籍は認めない。

(4) (公財)日本サッカー協会に登録したサッカー審判員3名以上(うち1名以上は3級審判員以上とする)を有するチームであること。

相互審判制とし、主審は3級以上が担当することを推奨する。

(5) 本要項を遵守するチームと選手、チーム役員（以下「役員」という。）であること。

8 競技方法

- (1) 前期・後期の2期制とする。但し、詳細はマスターズリーグ運営委員会において決定する。
- (2) 前期については、参加チームをチーム所在地によりA(東)グループ、B(西)グループの2グループに分け、各グループにおいて総当り戦等を行い、順位を決定する。
前期は、4月1日～9月末に実施する。延期の試合も含め10月中旬迄に実施とする。
 - ・ Aグループ(東)：別掲載の組み合わせによる。
 - ・ Bグループ(西)：別掲載の組み合わせによる。
- (3) 後期については、前期各グループの1～3位の6チームを上位グループ、5・6位の3チームを下位グループとし、各グループのトーナメント戦等により順位を決定する。
後期は、10月1日～2026年1月末迄に実施することを推奨し、2月は順延による予備日とする。

9 競技規程

- (1) 別に定めた場合を除き、国際サッカー評議会が制定した「2024/2025年競技規則」を適用する。
- (2) 外国籍選手は3名までエントリーを認め、3名が出場できる。
- (3) 選手交代は競技開始前までに最大9名まで登録でき、審判の許可を得て交代することができ、再入場を可能とする。交代は、交代メンバーを本部に申告して了解を得て出場可とする。
- (4) ベンチに入ることのできる人数は、交代要員最大9名、チーム役員6名とし、メンバー提出用紙にて特定する。尚、役員の中からその都度1名の者のみが戦術的指示を伝えることができる。但し、この1名は特定の1名に限定される必要はない。
- (5) 脳振盪またはその疑いを含めプレーの続行が困難な負傷等の選手が発生した場合は、交代して治療すること。尚、最大枠での交代としているので脳振盪での出場枠の追加は行なわないものとする。
- (6) マスターズリーグは、日本サッカー協会が定める懲罰規程に従って本競技会に係る懲罰問題を処理するため、県協会理事会の決定に基づきマスターズリーグ規律委員会を設置する。
- (7) (公財)日本サッカー協会の規約・規程に従い、マスターズリーグ規律委員会が懲罰を決定・適用する。
- (8) 主審により退場を命じられた選手および役員は、自動的に次のマスターズリーグ1試合を出場停止とする(消化できない場合は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合となる)。その後の処分は、懲罰規程に基づきマスターズリーグ規律委員会が決定し通告する。
- (9) 警告による退場処分
 - ① マスターズリーグにおいて、累積による警告が2回となった選手および役員は、次の本競技会での1試合の出場停止処分を受ける。
また、同一試合で警告が2回となり、退場を命じられた選手および役員は、次の本競技会での1試合の出場停止処分を受ける(消化できない場合は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合となる。)
 - ② 上記①における警告は、試合出場停止により処分されたものとし、累積されない。
 - ③ 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、マスターズリーグの後期日程の終了時をもって効力を失う。
- (10) 出場資格の無い選手が試合に出場した場合の懲罰は、懲罰規程に基づきマスターズリーグ規律委員会が決定する。
なお、出場資格の無い選手の出場が試合中に判明した場合は、その時点で当該試合は没収され、また、既に行われた試合については原則として可能な限り遡って適用する(これらの場合においても当該チームにとって、0対3での敗戦扱いよりも実際の試合結果における得失点差のほうが不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。)

10 試合時間

前期リーグ及び後期トーナメントともに50分とし、リーグ戦では延長戦等を行わない。
また、後期トーナメントで試合時間内に勝敗を決しない場合は、PK戦により勝敗を決定することとし、追加で取り決めが必要なことは後期開始前にマスターズリーグ運営委員会において決定とする。

1.1 順位決定

(1) 前期リーグ

- ① 勝点の多いチームを上位とする。勝敗による勝ち点は以下とする。
勝：3点 引き分け：1点 負：0点 不戦勝の勝点：3点 不戦負の勝点：-3点
- ② 勝点と同じ場合は得失点差の多いチームを上位とする。尚、不戦による得点は以下とする。
不戦勝の得点：3点 不戦負の得点：0点
- ③ 得失点差が同じ場合は総得点の多いチームを上位とする。
- ④ 総得点と同じ場合は直接対決の試合結果による。

(2) 後期トーナメント

- ① 試合に勝ったチームは上位に進出とする。
尚、敗戦した場合も順位決定戦を行い、順位を決定する。
 - ② 棄権の場合には、棄権されたチームの不戦勝とする。
- (3) 前期リーグで延期となった試合が期限内(後期開始日程迄)で試合が行えず不戦となった場合も(1)の勝ち点とする。天候での延期で期限迄に試合が行えなかった場合は、当該試合を除いた結果で順位を決定する。

1.2 審判員

- (1) 審判員は有資格者による担当チームの審判とする。(審判員は審判証を持参すること。)
- (2) 審判員は審判服を必ず着用すること。(シャツ、ショーツ、ソックス、ワッペン等)
- (3) 後期の順位決定戦の準決勝以上の主審は、マスターズリーグもしくは審判委員会に派遣を依頼する。決勝戦及び3位決定戦では、副審も派遣する。尚、派遣審判員には、県協会の第一種社会人の規定に従った旅費を支給する。
- (4) 棄権が起きた場合に、棄権したチームは、対戦チームに審判の担当がある場合には、その審判を引き受けることとする。

1.3 ユニフォーム

- (1) 日本サッカー協会のユニフォーム規程(2025年4月17日改正)に準拠したユニフォームを着用すること。
- (2) F PおよびGKは審判員と類似(黒、紺等)のユニフォームと判別できるものであること。
- (3) ユニフォームとはシャツ、ショーツ、ソックスが1セットである。
- (4) 正と異なる色のユニフォームをエントリー表にて届け出る(GKと異なれば2色以上の登録可)こと。
- (5) ユニフォームの色を変更する場合は、エントリー追加・変更届により届け出ること。
- (6) アンダーシャツの色は問わない。但し、原則としてチーム内で同色のものを着用すること。
- (7) アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。但し、原則としてチーム内で同色のものを着用すること。尚、GKが異なっても可とする。
- (8) ソックスにテープまたは、その他の材質のものを貼り付ける、または、外部に着用する場合、ソックスと同色ではなくてもよい。

1.4 その他

- (1) 優勝したチームは、次年度に行われる日本スポーツマスターズ中国地域予選会への出場権利と義務を負うものとする。尚、やむを得ない事情で中国地域予選に出場できないと県1種社会人委員会が判断した場合は、準優勝チームが繰り上がることとする。
尚、中国地域予選会へ出場するチームは、同大会の要項に基づくチーム編成は可とする。
- (2) メンバー提出用紙及び選手証は試合開始30分前までに本部に提出すること(時間厳守)。
- (3) 試合開始時にチームメンバーが7名未満の場合は没収試合とし、当該チームの棄権とする。
- (4) リーグ期間中の負傷及び、事故の処理は当該チームが負うものとし、スポーツ傷害保険等に加入することが望ましい。
- (5) 試合球や副審フラッグ等の試合運営用具は県1種社会人委員会が準備する。

- (6) 電子選手証または、登録選手一覧には、顔写真を貼付されていることとし、原則、紙等に印刷されたものをメンバー提出用紙と一緒に提示とする。なお、電子選手証は、スマートフォンやタブレット等での提示も可とする。但し、顔写真を免許証等で代用することは認めない。
- (7) 参加料は1チーム38,500円(消費税込)とする。
- (8) 参加申込み手続きは、以下の通りとする
- ① 参加調査票を2025年3月28日(金)までにマスターズリーグ代表(松並)宛に提出(メールやLINE可)すること。
 - ② エントリー表及びプライバシーポリシー同意書は、2025年5月28日(月)迄に提出すること。
 - ③ 参加料38,500円をマスターズリーグ運営委員会に持参し提出こととする。
 - (ア) マスターズリーグ運営委員会は、2025年3月30日(日) 18時より、おのサンサッカーパーク・セミナールームで開催する。
詳細(含むエントリー表の様式等)については、参加申込みチームへ追って連絡する。なお、エントリー表はデジタルファイル(Excel)にてメールで提出すること。
 - (イ) 本要項に制定されていない事項については、マスターズリーグ運営委員会で決定することとする。
その他、運営に関する疑義が生じた場合は、マスターズリーグ委員会において協議の上、決定する。
- (9) マスターズリーグ規律委員会は以下のメンバーで構成とする。
大下 国忠(規律委員会)、原田 幸靖、松並 正寛、吉武 英二(以上、マスターズリーグ)、審判委員会から1名を加えて9項の競技規則に反する行為や退場等の運営上の問題が発生すれば、これらの処分を協議する。
- (10) 山口県マスターズサッカーリーグに関する不明点やお問い合わせは、以下の宛先にご連絡下さい。
担当：リーグ代表 松並 正寛
連絡先：090-8993-4073

以上